

処 分 基 準

平成 2 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 1 7 条第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 1 7 条第 1 項（譲渡又は譲受けの許可）、同第 5 0 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課 （電話 代表 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1）
備 考：

